

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>日産カード ETC カード特約</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>日産カード ETC カード特約</b></p>
<p>(本特約の主旨)</p> <p>第1条 ETCカードには、日産カード及び日産カードコーポレートに係る会員規約（以下あわせて「会員規約」という。）の他、本特約を適用します。</p> <p>2. 本特約に特段の定めがある場合を除き、本特約中の用語の定義は、会員規約の用語の定義と同一とします。</p>	<p>(本特約の主旨)</p> <p>第1条 本特約は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が発行するクレジットカードの会員（日産カードコーポレート会員を含み、以下「会員」という。）並びに家族会員及び日産カードコーポレートのカード使用者（以下あわせて「カード使用者」という。）がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等を、クレジットカード利用代金とあわせて決済するための特約を定めたものであり、会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程をあわせて遵守してETCシステムを利用するものとします。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <p>① 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金等をクレジットカード等により決済するシステムをいいます</p> <p>② 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます</p> <p>③ 「車載器」とは、会員がETCを利用するために<b>車両</b>に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます</p> <p>④ 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます</p> <p>⑤ 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結した者をいいます</p> <p>⑥ 「通行料金等」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <p>① 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金等をクレジットカード等により決済するシステムをいいます</p> <p>② 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます</p> <p>③ 「車載器」とは、会員がETCを利用するために<b>車輛</b>に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます</p> <p>④ 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます</p> <p>⑤ 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結した者をいいます</p> <p>⑥ 「通行料金等」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます</p>

<p>⑦ 「通行記録」とは、E T Cカード利用時にE T Cシステムに登録される利用履歴、当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます</p> <p>⑧ 「E T C-ID番号」とは、E T Cカード券面に印字された「80」から始まる 19 桁の数字をいいます</p>	<p>⑦ 「通行記録」とは、E T Cカード利用時にE T Cシステムに登録される利用履歴、当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます</p> <p>⑧ 「E T C-ID番号」とは、E T Cカード表面に印字された「80」から始まる 19 桁の数字をいいます</p>
<p>(E T Cカードの発行と管理)</p> <p>第3条 日産カードの本人会員及び日産カードコーポレート会員（以下あわせて「本人会員等」という。）は、本特約に同意のうえ、E T Cカードの追加対象とするカードを指定のうえ、当社所定の方法でE T Cカードの発行を申込みすることができます。</p> <p>2. 当社は、前項の申込みを承諾した場合、本人会員等が指定したカード（以下「指定カード」という。）の付帯カードとしてE T Cカードを発行し、これを会員又は日産カードコーポレートのカード使用者に貸与します。なお、当該承諾をしたときに、当社と本人会員等との間に、E T Cカードについて本特約を内容とする契約が成立するものとします。</p> <p>3. E T Cカードは、当社が所有権を有し、会員及びカード使用者は善良なる管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。</p> <p>4. 会員及びカード使用者は、E T Cカードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなど、E T Cカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5. 前項にかかわらず、日産カードコーポレート会員から事前の申込みがあり、当社が適当と認めた場合は、当該会員の役職員に対してE T Cカードを貸与することができるものとします。この場合、当該会員は、当該役職員に本特約の内容を示し、遵守させるものとします。また、E T Cシステムの利用により発生する通行料金等の支払は当該会員の責任とします。</p> <p>6. 第3項又は第4項に違反してE T Cカードが第三者に利用された場合、E T Cシステムの利用により発生する通行料金等の支払は本人会員等の責任とします。</p> <p>7. E T Cカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、E T Cカードの券面に印字します。</p> <p>8. E T Cカードの有効期限が到来する場合、当社は引続き適当と認めた方に、新しいE T Cカードを送付します。なお、有効期限内のE T Cカードの利用</p>	<p>(E T Cカードの発行と管理)</p> <p>第3条 当社は、会員がE T Cカード追加対象として指定したクレジットカード（以下「指定カード」という。）の会員規約（以下「会員規約」という。）及び本特約を承認のうえ、所定の方法でE T Cカードの利用を申込み、当社がE T Cカードの利用を承諾した場合、指定カードに追加してE T Cカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与します。なお、当該承諾をもってE T Cカードに係る契約が成立するものとします。</p> <p>2. E T Cカードは、当社が所有権を有し、会員及びカード使用者は善良なる管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。</p> <p>3. 会員及びカード使用者は、E T Cカードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなど、E T Cカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、日産カードコーポレート会員から事前の申込みがあり、当社が適当と認めた場合は、当該会員の役職員に対してE T Cカードを貸与することができるものとします。この場合、当該会員は、当該役職員に本特約の内容を示し、遵守させるものとします。また、E T Cシステムの利用により発生する通行料金等の支払は当該会員の責任とします。</p> <p>5. 第2項又は第3項に違反してE T Cカードが第三者に利用された場合、E T Cシステムの利用により発生する通行料金等の支払は会員及びカード使用者の責任とします。</p> <p>6. E T Cカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、E T Cカードの表面に印字します。</p> <p>7. E T Cカードの有効期限が到来する場合、当社は引続き適当と認めた方に、新しいE T Cカードを送付します。なお、有効期限内のE T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払については、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p>

<p>により発生した通行料金等の支払については、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p>	
<p>(E T Cカードの利用方法)</p> <p>第4条 E T Cカードを利用する会員及びカード使用者並びに前条第5項に基づきE T Cカードの貸与を受けた日産カードコーポレート会員の役職員（以下あわせて「E T Cカード使用者」という。）は、道路事業者の定める料金所において、E T Cカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで通行料金等の支払ができます。</p> <p>2. E T Cカード使用者は、道路事業者の定める料金所において、E T Cカードを提示することで通行料金等の支払ができます。</p>	<p>(E T Cカードの利用方法)</p> <p>第4条 E T Cカード使用者（当社がE T Cカードを貸与した方及び前条第4項に基づきE T Cカードの貸与を受けた日産カードコーポレート会員の役職員をいう。以下同じ。）は、道路事業者の定める料金所において、E T Cカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで通行料金等の支払ができます。</p> <p>2. E T Cカード使用者は、道路事業者の定める料金所において、E T Cカードを提示することで通行料金等の支払ができます。</p>
<p>(E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払)</p> <p>第5条 当社は、E T Cカード使用者がE T Cカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードの利用代金と合算して請求し、本人会員等がこれを支払うものとします。</p> <p>2. E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払区分は、会員規約の支払区分条項に定める1回払いを指定したものとして取扱います。但し、指定カードの支払方法が1回払いを除いた特定の支払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法を適用します。</p> <p>3. E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、E T Cカード使用者と道路事業者との間で解決するものとし、本人会員等は当社への支払義務を免れないものとします。</p> <p>4. E T Cカード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でE T Cカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えてE T Cカード使用者がE T Cカードを利用した場合でも、本人会員等は当然にその支払の責を負うものとします。</p>	<p>(E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払)</p> <p>第5条 当社は、E T Cカード使用者がE T Cカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードの利用代金と合算して請求し、会員がこれを支払うものとします。</p> <p>2. E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払区分は、会員規約の支払区分条項に定める1回払いを指定したものとして取扱います。但し、指定カードの支払方法が1回払いを除いた特定の支払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法を適用します。</p> <p>3. E T Cカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、E T Cカード使用者及び会員と道路事業者との間で解決するものとし、会員は当社への支払義務を免れないものとします。</p> <p>4. E T Cカード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でE T Cカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えてE T Cカード使用者がE T Cカードを利用した場合でも、会員は当然にその支払の責を負うものとします。</p>
<p>(本特約の解約及び利用停止と返却)</p> <p>第6条 本人会員等は、当社所定の手続をすることにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、本人会員等は当社に対して、解約日までに発生したE T Cカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。</p>	<p>(E T Cカードの解約及び利用停止と返却)</p> <p>第6条 会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、会員は当社に対して、解約日までに発生したE T Cカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。</p> <p>2. 会員及びカード使用者が指定カードを退会又はその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。</p>

<p>2. 本人会員等が退会し又は会員資格を喪失した場合、同時に本特約は解約となり、ETCカード（家族会員及びカード使用者に貸与されたETCカードを含む。）は当然に失効します。また、家族会員又はカード使用者がその地位を喪失した場合、当該家族会員又はカード使用者に貸与されたETCカードは当然に失効します。</p> <p>3. 前項の場合、本人会員等は、当社の指示する方法に従い、ETCカードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>4. 会員又はカード使用者が本特約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいう。以下同じ。）の使用状況が不適切な場合、その他当社が不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、又は本人会員等の会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者にETCカードの無効を通知することがあります。</p> <p>5. 事務手続の都合その他の事由により、ETCカードが失効した後、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、本人会員等は、当該通行料金等を本特約に基づき当社に支払うものとします。</p>	<p>3. 会員又はカード使用者が本特約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいう。以下同じ。）の使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、又は会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者にETCカードの無効を通知することがあります。</p> <p>4. 事務手続の都合その他の事由により、ETCカードを解約又は資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該通行料金等を本特約に基づき当社に支払うものとします。</p>
<p>（ETCカードの紛失・盗難・毀損・変形の場合の届出義務及び再発行）</p> <p>第7条 ETCカード使用者がETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又はETCカードが毀損もしくは変形した場合は、本人会員等又はETCカード使用者は直ちに当社に届出るものとします。</p> <p>2. 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、本人会員等は、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>3. ETCカードの紛失・盗難によりETCカードが不正利用された場合の本人会員等の責任は、指定カードの会員規約に定めるクレジットカードの紛失・盗難時の規定に準じます。</p> <p>4. ETCカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合におけるETCカードの不正利用については、ETCカード使用者の重大な過失に起因するものとみなします。</p>	<p>（ETCカードの紛失・盗難・毀損・変形の場合の届出義務及び再発行）</p> <p>第7条 ETCカード使用者がETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又はETCカードが毀損もしくは変形した場合は、会員又はカード使用者は直ちに当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>3. ETCカードの紛失・盗難の場合の会員及びカード使用者の責任は、会員規約に定めるクレジットカードの紛失・盗難時の規定に準じます。</p> <p>4. ETCカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合、紛失・盗難について、会員又はカード使用者に重大な過失があったものとみなします。</p>
<p>（ETCカードの年会費）</p> <p>第8条 本人会員等は、当社に対し指定カードの年会費とは別にETCカードの年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法は、</p>	<p>（ETCカードの年会費）</p> <p>第8条 会員は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法は</p>

<p>E T Cカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。</p> <p>2. 支払済みのE T Cカードの年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。</p>	<p>は、E T Cカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。</p> <p>2. <b>既にお</b>支払済みのE T Cカードの年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。</p>
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第10条 <b>本人会員等</b>及び<b>E T C</b>カード使用者は、E T Cカード発行の申込み時に登録した個人情報<b>並びに</b>E T Cシステム及びE T C前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーシーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。</p> <p>2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示又は漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第10条 会員及びカード使用者は、E T Cカード発行の申込み時に登録した個人情報<b>及び</b>E T Cシステム及びE T C前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーシーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。</p> <p>2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示又は漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。</p>
<p>(本特約の変更)</p> <p>第11条 本特約の変更については、<b>指定カード</b>の会員規約の変更に関する規定を準用します。なお、<b>指定カード</b>の会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特約」に読み替えるものとします。</p>	<p>(本特約の変更)</p> <p>第11条 本特約の変更については、会員規約の変更に関する規定を準用します。なお、会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特約」に読み替えるものとします。</p>
<p>(会員規約の適用)</p> <p>第12条 本特約に特に定めない事項については、<b>指定カード</b>の会員規約を適用します。</p>	<p>(会員規約の適用)</p> <p>第12条 本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用します。</p>
<p>(多目的利用サービス)</p> <p>第13条 本特約の他の定めにかかわらず、E T Cカード使用者は、E T CカードをE T Cシステムにおいて利用される通行料金等の決済以外の用途に利用(以下「多目的利用」という。)することができる場合があります。この場合、E T Cカード使用者は、本特約及び別途多目的利用に係るサービスを提供する事業者が定める利用規程に従ってE T Cカードを利用するものとし、当社は、E T Cカードの利用代金の決済に関する事項を除き、多目的利用に係るサービス、E T Cシステム及び<b>車載器</b>に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責を負わないものとします。</p>	<p>(多目的利用サービス)</p> <p>第13条 本特約の他の定めにかかわらず、E T Cカード使用者は、E T CカードをE T Cシステムにおいて利用される通行料金等の決済以外の用途に利用(以下「多目的利用」という。)することができる場合があります。この場合、E T Cカード使用者は、本特約及び別途多目的利用に係るサービスを提供する事業者が定める利用規程に従ってE T Cカードを利用するものとし、当社は、E T Cカードの利用代金の決済に関する事項を除き、多目的利用に係るサービス、E T Cシステム及び<b>車載機</b>に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責を負わないものとします。</p>